

自治体からのご質問に対する回答集(FAQ)

平成17年9月

特定非営利活動法人 日本ソフトインフラ研究センター

Japan Soft Infrastructure Research Center

自治体からのご質問に対する回答集(FAQ)

本回答集は自治体より避難誘導街区案内板整備事業(以下「当事業」という)についてご質問いただいたものに対し、答えさせていただいたものです。

原則として、ご質問もほぼ原文のまま掲載させていただきました。

本回答は、それぞれの自治体との事業形態・計画、環境、歴史・文化及びその時の情勢等により、変化することがあります。

なお、テーマごとの掲載順は以下のとおりです。

- ・ 法人及び事業の形態について
- ・ 役割分担・リスク分担
- ・ 事業計画・占用料関連
- ・ 協賛者募集・企業名表示について
- ・ 事業者選定と事業破綻時の対応
- ・ 事業収支・資金関連
- ・ 維持管理関連
- ・ その他

[法人及び事業の形態について]

Q 御社の監督官庁はどちらか。

A 当法人は内閣府から認可をいただいている特定非営利活動法人です。従いまして、当然のことながら認可省庁である内閣府へ事業内容等詳細な報告を行い、事業に対して指導に従い活動させて頂いております。また、活動資金として、会員会社からの賛助金・寄付金・公的研究補助金や出版収入・講演会収入等にて運営をしております。

本案内板事業におきましても民間企業のように収益を優先した活動を行わないという趣旨です。一般企業と違い利益を目的とはしておりませんが、事業推進に経費等が必要となります。当然それらの運営コストを回収する事業を行います。講演会を開催すれば会費等の収入も見込めますし、本を出版すれば多少の収益にもなる場合があります。しかしながら、事業手法をご理解して頂ければ、誇大な収益を目的としていないことをご理解いただければと考えます。

Q NPO である特定非営利活動法人が本事業を推進する理由を示されたい。

A 日本における防災の必要性、重要性はいまでもありません。市民の生命・財産等を守るためには、市民一人ひとりが自ら守るという自主防災の意識が前提となると考えます。平素より何らかの情報を活用した防災に対する意識向上を市民が有していただくための事業化とそのための手法について研究しておりました。各方面の専門学者を中心として、本事業を実現させることによる机上ではない実践の成果をもとにさらに研究を進めたいと考えます。

公共事業は自治体が自らの財政の中から予算策定し行うことが一般的です。しかし、小児化と高齢化、グローバル化が進む近い将来の社会を鑑み、今以上に国家及び地方財政の逼迫が予測される現実を踏まえ、住民への公共サービスを低下させることなく、むしろ向上させるためには、日本においても海外で成功した構造改革手法の導入は検討をしなければならないと考えます。財政赤字をかかえ、小さな政府をめざすイギリスで 1992 年からスタートした事業手法が PFI です。日本でも遅まきながら平成 11 年の 7 月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年七月三十日 法律第百十七号)」、いわゆる PFI 法が成立し、最近新しい事業手法として認知されはじめたところでございます。パブリック・プライベート・パートナーシップ(PPP)の理念に基づき、当法人の研究事業として、先導的役割を担い、普及のための一助となるよう努めます。

住民サービスを行政の予算を用途せず行うという観点から、利益を目的とした団体としてではなく、公共事業を民間の活力と善意を基盤とした考え方で推進する方策を取ることが、NPO 法人である当法人としての本来の役割と考え、避難誘導案内板事業を、PFI における BOT(公共施設等を建設、管理・運営し、事業期間終了後行政に移転するタイプ)の事業手法を使い、速やかに実現させるものとして本事業を提案しております(本事業では利用者及び受益者は市民と協賛者双方あるが、特定できる受益者である協賛者から使用料を徴収し、それを事業の原資とする)。

Q 客観的効果測定が必要とあるが、その法的な根拠を示して頂きたい。

A 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成 12 年 3 月 13 日 総理府告示第 11 号)」に、「公共施設等の管理者等は、協定等において、選定事業者により提供されるサービスの内容と質、サービス水準の測定と評価方法、料金及び算定方法等、協定等の当事者双方の負債務の詳細並びにその履行方法に加えて、当事者が協定等の規定に違反した場合に、選定事業の修復に必要な適切かつ合理的な措置、債務不履行の治癒及び当事者の救済措置等を規定すること。」とあります。

PFI 事業をはじめとする様々な事業では、2 つの事業性確保が重要となっております。ひとつ目は採算性の見地の事業性であり、表面に出ない負債を含めて財務面の健全性が求められます。もうひとつが、前述の、提供されるサービスの内容と質を測定及び評価するところから判断する成果です。

いずれの事業においても前記 2 つの事業性は欠かすことのできない両輪となります。

Q 成果指標(アウトカム)の計り方は？

A 検討中です。客観的評価基準として、当方人では都市防災における自主防災意識向上を指標として計測する手法は確立しております。

目標とする指数といたしまして隔年で内閣府(旧総理府)により行われる防災意識調査の防災意識と同等の意識調査を避難誘導案内板が設置された地域で行い、全国平均より防災意識が上回ることを数値目標とします。

住民などの利用頻度を計るためのインターネット案内板や電光標示付案内板などを用いるとさらに効果測定の精度が高まると考えます。

Q 現在、自治体内にはすでにいくつかの案内板が設置済みであるが、これらの扱いはどのようになるのか。

A 通常案内板には、防災課設置の「避難場所案内板」、「住居表示街区案内板」、「観光案内図」、また自治体や町会からのお知らせを告知するための掲示板等、各種のものがああります。しかし、多くの自治体では設置後の維持・保守管理が機能されていない場合が見受けられます。老朽化が著しいと思われるもの、また、スプレーでの悪戯、張り紙等での汚れ等、清掃のみでかなり綺麗になるものもあると見受けられます。

本事業においては、案内板の更新・新規設置の他、既設案内板のリフレッシュ(立換え、更新)等やメンテナンス(維持管理)も同時に可能であり、全体の効果を考えて当法人として負担できる場合があります。

Q NPO 法人として、本事業の位置付けはどのようにお考えですか。

A ニュー・パブリック・マネジメント(NPM)の手法として海外にて多くの実績が出ておりますPFIですが、我が国においてこの度法制化され、各種の事業が実施段階に入っております。多くのPFI事業はいわゆる「ハコモノ」と称される巨大プロジェクトである状況を鑑み、民間が得意とする本事業のような小規模かつソフト面の事業、ニッチの事業が住民満足度向上に寄与できるのではないかと、との考えによります。

PFI手法は、民間事業者による市場原理導入等、より質の高いサービスをより低廉なコストで市民に提供できるというものであるため、多様な利点があり、我が国へPFI本来の有用性を発揮できるよう導入を可能にするため、当法人として研究事業との位置付けにて活動しております。

Q 本自治体では駅前・公園などを中心にすでに避難場所案内板を設置しており、老朽化等の理由により毎年2基程度の更新を行っているところであります。

この更新事業について本事業を適用していくことは、可能なのか否か。

A 可能でございます。既に述べておりますように、他自治体の前例として、本事業は新規設置のみの事業でなく、従来から設置されている案内板の更新も事業として含まれる場合があります。君津市、市川市、杉並区、千代田区の事業にも更新が多く含まれており、事業全体から見て、更新することによる効果を大変期待いたしております。

また、一般的に従来の公共事業の更新作業では、年間2基程度の更新が各自治体共通した数字のようですが、設置基数に関しては協議(事業効率と事業効果のため)の必要があると思われまます。

Q 本自治体では、街区案内板の設置も行っておりますが、これもセットで検討することは可能なのか否か。

セットで進めた場合、案内板の表示名称を「避難・街区案内板」等に変えることはできるのか。

A いずれも可能です。歴史的、文化的、環境的事情により、各行政の独自性があることは自然なことであり、尊重すべきと考えております。費用対効果が逸脱しない限りにおいて可能でございます。

例えば、現在当法人にて採用させていただいている案内板の素材はステンレス材ですが、見た目が冷

たいから木製に変更していただきたい等の申し出は、事業の採算性への影響から、基本的に承諾しかねます。

Q 今後、御社が事業担当課との協議の段階において、例えば、案内板の仕様書の追記・代理店及びクライアントとの関係の整理・協定の解除事由の具体化等々、変更が求められた場合、変更は可能か否か。

A 協定の解除事由の具体化等々、変更が求められた場合の双方の都合による一方的な変更はできませんが、当法人と自治体については、全ての案件に関して協議の上変更は可能です。

当法人と代理店や当法人と協賛者との契約は、民法に則った条項にて契約(対代理店:案内板協賛者募集業務委託契約、対協賛者:広告掲載契約)を行っておりますので、民間契約では財務に直接関係することが多いので、安易な契約変更はできないと判断いたしております。

Q 他自治体との協議・協定書の締結において、議論された事項・内容の変更点等をまとめたものを参考資料として添付していただきたい。

A 他自治体との協議・内容については、事業手法については PFI 法によって判断されるため、事業についての議論より自治体側の庁内コンセンサスの取り方、いかに上司や関係部署に理解を求めるか等の議論や相談が多いのが現状でございます。他市町村との議事録に関して、関係自治体へ問い合わせたところ、「できるなら非公開で」との回答ですので議事録公開は控えさせていただきます。また、本事業の目的を的確に捉え、他市町村が採用したからという横並び的な考え方でなく、例え 1 年、2 年と長期に渡りご検討くださっても結構ですので、現在設置(君津市・市川市・松戸市・草加市・八千代市・杉並区・千代田区)されている案内板を見て頂いたり、各自治体の担当者、課長、部長、助役、首長等、どのセクションでも結構ですので直接ご意見を伺って頂ければ、同じ自治体職員という立場で情報交換をしていただけるのではないかと考えております。言い換えれば、本事業を採用していただくには、庁内の関係部署の方々が事業の目的を含め、案内板 PFI 事業をご理解していただく必要があることをご理解いただきたいと考えます。

Q 防災以外の案内板の設置を依頼した場合、PFI 方式の対象事業か？

A 防災避難場所案内が無くても対象となると考えます。

但し、成果主義を掲げる PFI 事業では、単に行政支出の負担を軽減することとどまらず、公共サービスとしての効果が求められます。

当団体が用いる手法のひとつが「地図表記」であり、表記中に様々なコンテンツやメッセージを盛り込むことが可能な地図表記は、街区案内板として何度でも見ていただける情報提供媒体として非常に優れたものであると考えております。そしてこれまでの活動から、情報のひとつとして街区表記中に避難場所等を明記することは大変意義のあることだと考えております。

また、事業の「客観的評価基準」が重要となります。従来、避難誘導街区案内板整備事業として、市民・区民等の自主防災意識向上を数字で明確に判断できる評価基準として用いてきました。例として、防災避難場所案内ではない場合では、インターネット案内板に赤外線センサーもしくはカメラを搭載し、案内板の利用者数をカウントするなど技術的には可能となっております。

Q 避難誘導案内板以外の事業、例えば、住居表示案内板等の案内板でも PFI により事業は可能なのかを説明して頂きたい。

A 個別の判断となります。防災ソフトインフラの事業の場合では、自治体で整備された防災施設等のさらなる有効活用を促進するために、利用者である住民の自主防災意識向上に寄与するべく事業を展開しておりました。

これまでの活動から事業の成否を測る「客観的評価基準」が確立しつつあることと、住民の生命・財産に関わる大いに意義のある分野として推進してまいりましたが、他の部署を窓口とする事例はござい

ますので、いくつかご紹介いたします。

千葉県八千代市では、防災課ではなく住居表示案内板の部署である総務課が窓口となり契約した事例となっており、また、東京都杉並区では企画課が協定締結時点までの対応窓口となりました。いずれも役割分担として、庁内でリーダーシップを取れる部署であったということが特徴です。

また、現在パートナーシップ構築に向けて協議中である千葉県船橋市では、まちづくり推進課(屋外サインの部署)が窓口となっております。地域産業の活性化を図りながら、統一的サインを考えてられており、設置済みの案内板事例を調査のためすぐに現地へ向かわれるなど、課題発見力、行動力の観点から良好なパートナーシップを構築できると判断しております。

Q 外観仕様は既存のもの以外でも制作(設計含む)可能か？

A 可能と考えます。現在に至るまで当団体では、何回か仕様の変更を行ってまいりました。

多くは、事業の安定化を目的として維持管理を行いやすくする機能美の徹底、製造工程・調達の見直しです。

- ・バリアフリーの観点から突起物をなくすこと
- ・設置当初の新しさを保つ本体の鏡面仕上げ(一定期間ごとブラッシュアップを行う)
- ・イニシャル・コストではなく LCC の低減を目的とした材質(本体材:SUS304)の採用
- ・それぞれの自治体の環境・事情に合わせた本体サイズの見直し 等

占有物として通行の障害になるなどバリアフリー面のデメリットも考えられ、今後は地域住民などにも親しまれるべく付加価値(場所、基数、デザイン等)を盛り込むことも検討中であります。材質は総合的に判断いたします。

Q 住民(町会)の意見を集約し外観仕様(設計)に反映させる業務を請け負うことは可能か？

A 一連の業務を3つの段階に細分することが必要です。①住民(町会)から意見徴収・集約、②外観仕様(設計)に反映、③住民(町会)へ報告、と分けられます。

①については、広く公平に意見を伺うことに対する能力、プライバシー保護など VFM の見地から現時点では行政側の役割分担として行うことが適当と考えます。意見徴収用のプレゼンテーション資料の作成等は協議の上、民間側が行う場合もあると考えます。

②については、先ほどのご質問でも触れましたとおり当団体として行える可能性があります。現実的には、数種類の基本パターンを用意しその中から選択していただくタイプが考えられます。但し、数種類の案内板を用いたとしても、ひとつの自治体でイメージの統一が図られることも重要なこととなります。

Q 第3セクターや委託事業との違いを明確にして頂きたい。

A 民間活力を導入する事業を大別すると、民営化、公営企業、アウトソーシング(外部委託)、第3セクター、PFI方式があります。

第3セクターは20世紀初頭から導入されている比較的歴史のある民活手法です。第3セクターがすべて悪いわけではないですが、いわゆる日本的風土の中で続いてきた形態のため、変化と競争の激しい昨今のグローバル化した経済・社会では組織の形態上、問題点が多々露呈しています。

問題点のうち大きなものでは、ひとつは官民間で責任分担(事業破綻時も含めて)が明確になっていない、ふたつ目は問題を先送りする体質となっている、三つ目は市場原理による競争が働きにくい、等があります。

PFIでは、収益性向上のため積極的に問題解決をする仕組みとなる、手法や理論を情報公開しているため市場原理の下追従してくる民間企業との間で競争が生まれる等の利点がありますが、大きな違いは官民の明確な責任分担を契約(協定)によって明確に定める点にあります。

特に民間では、問題解決について様々な独自のノウハウがあり、解決をする意欲を持って臨めば多少の問題でも解決は可能です。しかし、第3セクターのように責任分担が不明確となれば、問題を解決する意欲は表れません。このような意欲のない状態では、どんな小さな問題でも解決は不可能です。

民間にとってリスクに対するコストとベネフィットは非常に重要な要素でありますので、あらかじめ責任分担・役割分担は明確にしておく必要があります。

委託事業では、民間に委ねるという点で民活事業となりますが、PFI がパートナーシップの事業であるのに対し、委託事業では委託する側、受託する側という組織形態となるのが最も大きな相違点となります。イニシアティブの面で主体となるセクターは、PFI では民側、委託事業は官側となります。

Q 設置される案内板は総合案内板のような気がするが、なぜ防災情報を意識するのかをご説明して頂きたい。

A かねてより、東京を中心とする南関東地域では、いわゆる直下型地震による被害の逼迫性が心配されています。直下型地震は兆候が少ないため、現時点では予知が難しいと言われ、平成 7 年 1 月 17 日に発生し、死者 6,000 人余りという甚大な被害をもたらした「兵庫県南部地震(いわゆる阪神淡路大震災)」など、現代都市の地震に対する脆弱性を露顕し、改めて日常時における地震対策の重要性を問いかける結果となりました。

地震防災を進めるためには、地盤条件や建物の分布、ライフライン等の市街地の状況を把握するとともに、想定される災害に対して避難場所等を認識しておくことが必要です。そこで、2 次災害での被害を極力軽減するために、常に防災に関する情報を提供する情報板を設置することとしました。

新しい試みとして、民間の資金やノウハウを活用する PFI 手法を導入し、事業としての成果主義を導入したインパクトのある事業とします。そのひとつとして、感受性の高い若い世代からお年よりまで、防災に関する「知識」、「情報」、「意識」を高め、平素から災害を理解し、心構えを持つことの重要性を浸透させる企画が含まれます。

Q 国・県の本事業に対する見解については、口頭でのやりとりであるとのことですが、その内容についてまとめたものを参考資料として添付していただきたい。

A 国土庁(当時)に関しては、防災局調整課に対して事業内容及び経過等を報告させて頂いており、事業報告という形で報告書類を保管していただいているかと思われます。

国土庁の非公式な見解では、「各自治体の首長が地域性を鑑みて行うことで、国レベルでとやかく言うことではない」、「防災事業に限らず全ての公共サービスは国民の為に行う訳で、住民の信任した首長が判断すれば、何ら問題ないと判断しているが、新規の手法を活用する事業に関して、得てして課題が多いのは事実である為、法人も含めより一層の研究を期待したい」等ご意見を拝聴しております。

尚、学会団体に所属し、日本地方自治研究学会・自治大学・都市問題研究会等へ本事業の研究成果を論文として報告・発表させて頂いており、その発表論文も含め、国土庁(その後内閣府)には事業を細かに報告させて頂いております。

千葉県庁に関しては、都市部公園緑地課での屋外広告物に関する部署の判断では、本事業は広告業には当たらないから屋外広告物条例は適応しないという判断を頂いております。公園緑地課及び防災関係部署では、「各自治体が判断することであり、自治体の判断を尊重する」という意見を頂いております。

また、東京都に関しましては、平成 14 年秋、当時の都市計画局市街地建築部市街地企画課より、本事業の案内板を道路上に設置することについて「屋外広告物条例に適合しない、違法広告物の可能性が高い」との判断が下されたため、平成 15 年 10 月、東京都屋外広告物条例及び東京都屋外広告物条例施行規則が改正されるに至り、これにより「規則で定める公益的施設」への広告掲載が可能となり(同条例第 5 条の 3 第 6 号)、1 表示面につき広告 1 面(最大表示面積 0.32 m²)を限度として、「避難標識又は案内図板等を利用する」広告物の掲出が可能となりました(同条例施行規則第 8 条の 4)。

Q 事業開始当初では BOO タイプで協定されていますが、BOT に事業理論が変更している理由を説明いただきたい。

A BOO タイプは Build Own Operate のとおり、「民間が資金調達、施設を建設、所有し、運営を行うタイプ」

です。BOTタイプは Build Operate Transfer であり、「民間が資金調達、施設を建設し、一定期間運営後、公共に譲渡するタイプ」です。

BOO という長期の協定となると、市場原理による競争が働きにくくなり、ひいては行政サービスの低下につながると考えます。PFI手法において、VFMの低下を担保する仕組みとして必要なものとの位置付けです。

基本的には、事業期間が長いほど、行政側も民間側もメリットが大きくなります。行政側は、事業期間が長くなるほど将来に渡って VFM の高い状態が継続でき、負担が少なくなります。民間側は、ビジネス・チャンスの期間が延長されるため、コストの回収等を落ち着いて行うことができます。

しかしながら、近年の社会環境の変化はめまぐるしく、仮に 10 年先であっても見通せないものもあり、事業期間が短いほど LCC データの信頼性はアップします。そうした理由から、事業期間を区切る BOT タイプの研究を推進しております。

Q 貴法人は案内板事業を研究事業との位置づけとあるが、御社の最終的な団体としての目的を明示して頂きたい。

A 研究により、ソフトインフラ分野の PFI 事業活性化及び PPP の推進を図ります。NPO 法人という組織を活かしたまちづくりへの提言を通して、これまで前例の無い分野に対し研究を重ね、ビジネス・モデル及びスキームを作ることが目的となります。

Q 将来 NPO 法人でなく民間企業との協定締結が望ましいという理論であるが、なぜなのかを説明して頂きたい、また、その可能性がある場合、行政の対応はどう変わるのかを説明して頂きたい。

A PFI 法第 3 条(基本理念)に「公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねるものとする。」、第 2 項に「特定事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、国等の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとするにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない。」となります。

以上のように、本来 PFI 事業は民間企業と行政がパートナーシップを締結することとなっております。現在は、民間企業がパートナーとなった場合にモラル・ハザードを引き起こさないための枠組みについて、当法人として取り組んでいる過程にあります。

違約行為とその修復、契約解除の在り方等を含めて、より適切にリスクを管理できる者がリスクを負担し、それに応じた報酬を得るという原則の下に、適切にリスクの明確化及びその配分を行い、事業全体のリスク管理のための費用の最小化を図る(1999年8月経済企画庁PFI推進研究会報告書)」というものです。

ふたつ目は、「PFI事業に想定される責任及びリスクの所在と分担方法については、事前に、明確かつ適切に契約の中で規定すべきである。これは、公的部門と民間部門との間、民間部門を構成する各企業の間で、一定のディシプリン(規律)に基づき、事業が遂行されることを意味する。また、これにより、各部門のアカウンタビリティ(説明責任)が確保されることとなる。」というものです。

最後は、「民間でできるものは民間にゆだねる(1996年12月行政改革委員会行政関与の在り方に関する基準)」との考え方です。

つまり、「官民間の役割・責任・リスク分担と「契約」によるこれらの明確化、PFIの実効性を確保するためには、官民間の役割・責任・リスクの分担の範囲を「契約」において明確に約定すべきである。民間が負担すべきリスクについては、一方的に民間のリスク負担が大きくなることのないよう、適切に事業リスクを民間に移転し、併せてできる限り民間事業者に事業の実施をゆだねる。」ということです。

当法人は本事業を公益事業の中での研究事業としての位置付けによりパイロットプランとして推進しておりますので、従来では、独立採算型事業として自治体に費用面での負担をかけず、官民間の役割・責任・リスクの分担でいえば民側にかなり偏ったものといえます。かつて前例のない事業である以上アカウンタビリティ(説明責任)も含めて、より当法人側としての先導的役割を發揮しなければならないと考えます。

Q 設置に係る占用及び許可に関する手続きについて、自治体は協力するというところでありますが、具体的な事項を示していただきたい。

その中で、特に、民地への設置における問題点、その解決策を把握できたらありがたい。

A 占用許可、工事許可等申請の主体は、当法人が行わせていただくかと存じます(但し、前出のとおり、東京都下の自治体においては、案内板の申請主体は自治体自身となる場合があります)が、各自治体により申請方法等個別の条件がある場合を想定し、貴自治体から、資料・助言等をいただければ幸いです。

民地への設置は、原則として現段階では行わない方針です。例外に関しては次項にて回答いたします。

Q 案内板設置場所が国道・県道・都道の場合はどのような手続きをとるのか説明して頂きたい。

A これまで、パートナーシップを構築する自治体が管理しきれない施設・国道等道路は、自治体が行う公共事業として対象外と考えてきました。

しかしながら、今後は住民のための事業として、相当な理由のある場合に限り、従来の役割を超えたりリスクを分担することも検討中であります。したがって、今後は国道・県道が事業の対象に含まれる場合も生じると考えます。(なお、都内では、既に都道への設置も行っております。この場合は事業を実施する自治体が、自らの事業として東京都へ申請を行い、区が都から取得した許可にもとづき案内板設置を行うこととなります)。

手続きは、官民で役割分担をし、極力リスクを最小にすることを判断基準とします。

[事業計画・占用料関連]

Q 本事業は先ず千葉県でスタートし、地域に発信したいということだと思いますが、どうして千葉県からなのかということを含め、事業の全体規模・範囲、また、その実現時期ともいべき事業期間を示していただきたい。

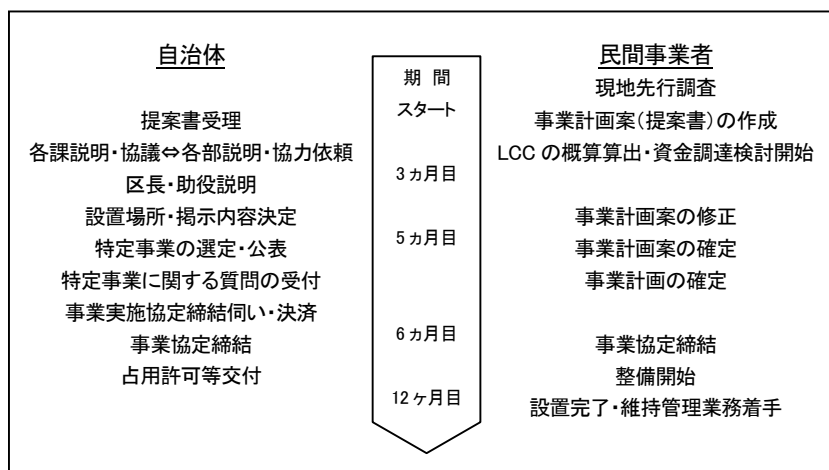
A 首都圏である千葉県の位置付けは、様々な環境の自治体で構成されている県として、将来全国に通用するスキーム、ビジネス・モデルを視野に入れた活動として行っているところからご判断いただけるのではないかと考えます。千葉県を選択させていただきました理由として、当法人においても現段階は研究事業で事業規模が小さいこともあり、首都圏におきまして、地方分権、構造改革、行政改革、財政再建及び地方自治等に関する情報意識が高い地域と認識しております関係からです。尚、現在では千葉県の他、埼玉県、東京都、大阪府、神奈川県等の自治体へと活動範囲を広めております。事業の正式なスタートは、平成 10 年度からとなっておりますが、防災と情報発信についての 個別の研究は、8 年ほどの実績となります。先駆けとなった自治体との協定成立は平成 11 年 2 月、2 番目の自治体との協定成立が同 12 月であり、現在までに 5 つの自治体とパートナーシップを組んでおります。今後 3 年以内に 5 から 10 自治体との協定を予定しております。

Q 事業計画の全体像及び導入方法にも関連いたしますが、現在策定中である本自治体の事業計画と御社の全体計画の間で調整・整合を図ることができるのか否か。

A 可能です。通常自治体の予算措置を見た場合、年間 2〜5 基設置が一般的です。本事業の事業規模(案内板設置基数)ですが、協定段階で現在必要とされるであろう基数を双方協議の上決定し、継続的(1 ヶ月あたり数十基ペース)にその定められた基数を設置する方法を採用します。なぜならば、年に数基ほどの設置では逆にコスト高となり、製造を含め、設置、維持管理、募集等を行う上で重要な要素である効率性からかけ離れてしまうと考えられるからです(仮に、自治体側に毎年 5 基の案内板を PFI 事業で行う希望があったとしますと、その場合、少数ロットのため製造、設置、維持管理、募集、啓発等に対しそれぞれ事業効率の低下が予想され、事業効率と事業効果を考えた場合、当法人に対するリスク負担増となりますので、効果的な事業運営を考慮した案内板設置基数を協議することとなる)。英国の PFI においてパブリック・セクター・コンパレーター(PSC)があり、PFI のライフ・サイクル・コスト(LCC)と行政が事業を行う場合の PSC を客観的に比較し、どちらがよりバリュー・フォー・マネー(VFM)が高いかにより事業主体が判断されております。事業の柔軟性は当法人としても重視しており、自治体側の事業計画への整合性を図ることの努力を惜しまない方針であり、自治体側の事業計画を数々の面からバックアップできるものと考えております。

Q 意見集約から設計、着工から完成までの想定されるスケジュールは？

A 意見集約は民間が行い
 難しい理由があるため従来どおり行政側の役割とし、意見集約以降については、それぞれの自治体ごとで事情は異なりますが、例として自治体側、民間事業者側に分けて示します。
 スケジュールの概略では、当方から事業計画案(提案書)提出するところからスタートし、約 3 ヶ月で自



治体側の庁内調整が整い、民間事業者側の LCC の概算算出や資金調達スキームがまとまります。約 5 ヶ月経過時に事業計画案の確定と特定事業の選定・公表を行い、必要な質問・意見の受付後、事業協定(契約)締結となります。設置等整備については、事業規模にもよりますが、完成まで着手後約 6 ヶ月を要すると思われます。

意見集約は、事業計画案作成以前に終了していることが最も望ましいタイミングです。方法によりますが、最低約 30 日は要すものと考えられます。

Q 例えば、本自治体の 5 か年計画において、年次計画で毎年 5 基の更新等を予定していた場合、5 年間で、御社の都合により設置されない年があり得るのか。

A 現実的には単年度的な事業発想ではございませんので、ご指摘の当法人の「都合により設置されない年があり得るのか。」のご質問につきましては、事前に協議の上、現在の必要数を定められた期間(数ヶ月)に設置する予定ですので、そのような環境にならないとの認識です。

Q 事業開始(契約)にあたり自治体が準備しておくことは？

A 役割分担については、最も VFM が大きくなることを目的に総合的に判断することとなります。添付資料 4 をご参照ください。

Q PFI 方式におけるメリット、デメリットの主たるものは？また、「町名由来板設置事業」にあてはめたときのメリット、デメリットはどうか？

A PFI 方式のメリット、デメリットの主たるものは添付資料 2 をご参照ください。

「町名由来板設置事業」にあてはめた場合では、費用に見合う効果を引き出すため、多くの情報を集約することができる街区表示を採用していただくことを望みます。メリット、デメリットは現在算出中です。

Q 案内板の設置期間は、占有、又は許可の条件内ということですが、本事業全体の事業計画期間を示していただきたい。

A 以下は最短の場合の想定です。

協定成立後設置許可申請の手続き(約 1 ヶ月間)と同時に案内板地図原稿の打ち合わせを行い(約 2 ヶ月)、その後に設置工事(3 ヶ月間)となります。

設置後約 1 ヶ月後を目処にして協賛者募集活動を行います(約 2 ヶ月間)。その場合住民サービスの公平性を考慮して設置場所(自治体と協議)を選定しておりますので、恐らく協賛者から協賛して頂けるのは約 50%から 70%と想定しております(君津市では 52.17%の協賛率:23 基中 12 基に協賛者が得られました)。

その後 1 年間経過後を想定して市民の防災意識の意識調査を行い、隔年で総理府(現内閣府)にて行われる防災意識調査の全国平均より防災意識が上回ることを目標としております。

尚、維持管理に関しては、年 3 回の清掃点検を恒久的に行います。

事業の維持はシビル・ミニマムの観点からも非常に重要と考えております。常に機能を維持し、正確かつその時点で最も新しい情報を発信し続け、維持管理等により景観を損なわないことを前提とし、問題が発生しない場合は占有、又は許可を更新していただくことを期しております。

事業期間は設置完了まで約 4 ヶ月間、協賛者募集期間を含めると約半年間となります。

維持管理や防災啓発期間は随時となります。

LCC の概算算出による数字を元に判断することとなりますが、概して事業期間を 20 年間程度とすることが望ましいと考えております。

Q 協定期間が満了になった場合の対処方法を説明して頂きたい。

A 本事業が採用する BOT タイプについては、事業終了時に事業の受け皿となる新たな企業等の選定、

案内板の自治体での維持管理、撤去等の3種類の方法が考えられます。

協賛者名表示の取り扱いがあり自治体による案内板の維持管理については判断が分かります。また撤去については、事業の性質上サービス低下につながる要因となり、選択し難いと考えます。

PFI法では、事業終了時は協定に明記することとされており、具体的な内容は、事業内容によるものとされており、官民間の協議の上決定します。

想定している手順は次のとおりと考えております。

1. 自治体へ案内板に係る所有権を移転し、事業を一時引き継ぐ
2. 公募により受け皿となる企業等を選定する
3. 選定された企業等に事業を引き継ぐ

受け皿となる事業者がない場合に限り、協定内容を再検討した上で引き続き事業を受け持ちます。

Q 民地の使用料については、土地の所有者の判断に委ねられるものと考えておりますが、その交渉において行政のかかわりをどのように想定しているのかをあわせて示していただきたい。

A 前項で申し上げたように、現時点では民地への設置は考えておりません。しかしながら、更新案内板やどうしても民地に設置をしない事のある場合には、民法に従い処理を行いたいと考えております。民間地権者へ借地費用を支払い案内板の設置をする方法ですが、民地の場合、地権者の流動が多く、設置案内板を地権者の都合で撤去してはならない可能性があり、公共サービスの安定から考えますと、なるべく民間の土地への設置は避けたいと考えております。

また、民地ではトラブルを避けるため、協賛(協賛者「広告表示」)をなるべく頂かない方針です。ただし、公共性のある鉄道会社、第3セクター、特定郵便局等の半公共性のある企業、団体からの借地の場合では、例外的に協賛を頂くご理解を得たいと考えております。あくまで地権者の承諾を必要とします。

Q 官地を使用することによる占用料の徴収について、御社の考えを示していただきたい。

また、他自治体の状況及び免除されている場合の根拠についてまとめたものを参考資料として添付していただきたい。

A 占用料につきましては、占用料納付は責務と考えております。道路占用料の納付は当然の責務であり減免をして下さった自治体の実績はあるものの、当法人としてこれら当然必要なものはコストとして算入しての事業計画の策定を行うべきものと考えています。

仮に減免を当法人としてお願いすることが生じるとすれば、当初計画より大幅に協賛が下回り、もしくはへき地への設置が多く事業の収益性が明らかに困難と予想される地域や、事業遂行が困難に陥った際には、法人から減免申請を行いたいと考えております。収支が合えば、当然減免を申請する必要はないと考えております。

協定成立した他自治体の事例で、庁内の考えとして減免するとのお心遣いをいただきましたが、当法人の考えとして、市場原理・競争の中事業が進むべきとの考えにおいて、当法人のみが減免の対象になることに競争の土台からして差ができることは、理論上如何ともしがたいものと考えます。以上の理由から、原則としては、減免の申請は行うべきではないと、当初から考えていた訳であります。

※実績としましては、①君津市におきましては、初めての研究事業ということもありましたし、また設置場所が農村部にも多く、法人に対しての事業運営のリスクを少しでも減らそうとする当時の担当者の配慮にて減免になった経緯があります。また、②完全な公共物である地図表示面の占用料を免除していただき、協賛者表示面の面積にて占用料を算出していただいたという事例も多くあり、現在千葉県・埼玉県内の自治体では②の考え方に基づいて占用料を支払っている状況となっております。

但し、現実には新たに以下のような事情も発生しております。

都内の各自治体での数百基単位での事業実施について想定してみますと、地図表示面(但し広報板においてはポスター掲示部)を免除していただき、協賛者表示面のみを現行規定どおりに支払ったとしても、年間1千万円を超える道路占用料がかかることとなります。行政サービスという一面での案内板は、協賛収入の得にくい場所への設置も実施せねばなりませんので、こうなると、そもそも事業の成立その

ものが危ぶまれることも考えられます。従って、占用料納付を原則としつつ、協賛収入のバランスとの兼ね合いの中で、採算が取れる事業の仕組みを自治体サイドと一緒に考えて、占用料を算出せねばならないケース(場合によっては当初の段階での免除の要請)も出てくるものと思われます。

[協賛者募集・企業名表示関連]

Q 消火栓・防犯灯などにおいて、既に同種事業(広告入)が展開されているようでありますが、事業方式という点において、それらとの相違点・独自性等を明確に示していただきたい。

(この点については、御社選定理由の明確化及び同種事業(広告入)との整理に結びつけられる内容に整理いただけたらありがたい。)

A 本来からすると、PFIは事業収益を目的とする必要があるのですが、市場原理による競争をもとに事業をより良いものにしていくこととなります。事業の意義、役割、倫理、責任等、高いレベルを有す志を持った企業等が広く参入でき、競争によるより高い住民サービスを提供できることが必要であるため、競争関係にある企業が不可欠と考えます。

競合企業が存在しない状況であっても、擬似的に市場原理の導入は必要との認識により、競争状態を想定し、協賛者からの協賛にも更新毎に減額(将来的には維持管理費用のみ捻出)していく方針です。しかしながら、事業の方向性として、「客観的な防災意識向上を事業の最優先目的としている^{※注}」、「更新ごとの減額」、「収益性」、「維持管理手法」の観点から、単に広告業と同種とは判断しておりません。本事業は官と民のパートナーシップの事業です。PFI事業として行う場合には、リスクの明確化が重要であり、協定書にリスク分担を明記することが特徴となっております。

また、消火栓事業がB to B(消防署等)の事業であるのに対し、本事業はB to C(地域住民等)ということが挙げられます。

消火栓・防犯灯は大変有用なものとの認識です。当法人の主旨でもあります市民の生命・財産を守ること、情報を活用することの観点からも通ずるものと考えられますが先にも述べましたとおり、今後の社会へ向けての位置付けは研究らしく高いレベルの特に意識を有したいと存じます。

※注 設置が行われた後、協賛者を獲得し、その広告対価を捻出するまでの目的が一般の広告業とされたと認識し、本事業はその後、住民調査を行い、調査内容を全国標準(内閣府防災世論調査)と対比して客観的(数値的)に評価する(向上したという結果)ことを最終目的としているため、この数値的評価が達成できない場合は防災啓発活動を事業者負担にて行う義務が発生し、事業目的は防災意識向上ですので、常時(設置場所認定、公平性、募集活動時)に防災啓発が必要となる。

Q 協賛者募集活動を委託する民間企業との倫理規定を公表して頂きたい。

A 添付資料5をご参照ください。

Q 御社が営利を目的としない公益法人ということで感覚的には…、しかし、結果として企業名が表示されることとなります。

この点については、「行政として導入することがどうなのか」という議論が時代的にナンセンスとも言われておりますが、現時点において自治体といたしましては、他事業への影響・区分け等を考えますと倫理武装は必要であるということを理解していただきたい。

A 広告掲載についてですが、あくまでも協賛という意味合いを持たせてあり、募集の際も、協賛者には本事業の主旨・意義を理解していただき、社会性を有した企業が収益の一部を市民のために還元するという、米国で特に広まっておりますボランティア文化構築の一助になればと存じます。当法人としての認識では、企業名広告は社会に貢献する優良企業表示、との位置付けでございます。ゆくゆくは企業の社会性への認識向上、社会参加への意識向上へつながるものと期待し、当法人の倫理規定を基準として勧誘・募集しております。

単に収入面でプラスになるという考えではなく、企業を介して防災啓発の草の根の広がりを期待できる、即ち、財務面と効果の両面でVFMの向上を図ることが可能なため導入しました。

今まで全く例のない公共の建造物に企業名が表示されることに対してのご懸念は理解できますが、欧米ではこのような事業手法は多く活用されております。例にとりますと、ロサンゼルス市のフリーウェイでは清掃事業・植樹事業に至るまで、道路脇に大きな企業名を掲載して、その原資を清掃事業や植樹事

業に充てております。また、企業の意識にも広告という側面はあるものの、企業の社会参加意識のウェイトが多くを占め、それを社会(社会貢献しない企業には融資を行わない内部規定がある銀行もある)、市場や市民も評価しております(なぜならば受益者は道路使用者、いわゆる市民だからです)。民間企業がPFI事業の受け皿となるなど、公共サービスの分野へ企業の関与がより強まる方向にある中で、企業名表示のデメリットとメリットを対比し、ご検討して頂きたく存じます。企業名を表示せず、協賛金を頂き事業運営が行えれば理想なのですが、まだ成熟されていない社会では非現実的と考えられますので、コンプライアンス(条例内表示)の中での企業名表示は、本事業運営には不可欠であることをご理解ください。

Q 設置場所については、協議により選定するということではありますが、「この場所でないとクライアントがつかない」等といった傾向に傾くことはないのか。

A 設置する場所によって地域住民に対しての公共サービスの公平性を損なってはならないと考えております。協賛者が協賛しやすい場所とは市民が目に触れる機会が多い場所であり、事業の収益性から判断すれば効果的ではありますが、防災心理の見地からも導入場所は精査したいと考えます。設置場所の概ね3割は協賛者の協賛を得られなくてもいい場所、との前提により、偏りを極力抑え、自治体内全域に設置場所を選定いたします。

Q 協賛者との関係は、協定書におきましても、御社の責任において募集するものと定められているところではありますが、どのような方法で協賛者を募ろうとしているのかを具体的に示していただきたい。

A 代理店は設置後、案内板に協賛者を募る広告業者(事業研修を終え登録した社員しか募集はできない規定を設けている。)と位置付けております。協賛者は所謂、案内板に広告を掲載する企業との位置付けです。

具体的な活動内容ですが、上記規定に従い、常時4~5名を約2ヶ月間活動させて頂き、募集方法としては、地元企業等に個別訪問して協賛を募ります。代理店による営業手法は一件毎の個別訪問の手法によります。従来の屋外広告物の広告募集とは一線を画すため、事前に本事業の主旨、PFI事業の内容の理論研修を受け、習得している人員にのみ協賛者募集活動に従事することができないよう、当法人にて厳格に対処いたします。

当然のことながら、通常の広告代理店にまかせ、協賛をいただければどのような企業の協賛でもいいというわけではありません。協賛者に関しても風俗営業、観光産業に寄与しない宗教法人や、例え一部上場企業でも社会的な問題になっているような企業には協賛ができない規定を設けております。「代理店の倫理・服務規律」に規定してありますように、厳しい規定を設けて管理監督に努めます。

Q 東京都屋外広告物条例では、案内板へ掲出する広告の内容に関して厳しい規制があるようだが、心配ないか？

A 東京都屋外広告物条例では、東京都が事業者に対して「意匠等作成経過報告書」の提出を求められることができるという規定があり、その経過報告書の中では「学識経験者による委員会等に対する意見聴取の有無」を問われることとなります。

私たちは既に東京都内の杉並区・千代田区の事業において、東京大学工学部・小出教授を代表とする「案内板都市景観審議会」に対して、案内板に掲出される協賛者表示(広告)のデザインについて、広告掲出の機会がある度に審査を依頼しております。また、審査結果、つまり審議会からのご意見を報告書として審議会より受け取り、これを屋外広告物申請に添付して自治体へ提出し、屋外広告物許可を受けております。

[事業者選定と事業破綻時の対応]

Q 本事業を進めるにあたり事業者の選定方法はどうか。PFI法ではどうか。

A 事業者選定については貼付資料3をご参照ください。

Q 事業が継続されなくなった時にどうなるのかという点を明確に整理していただく必要がある。特に、案内板の所有権がどうか、また、代理店・クライアントとの関係等についての議論が予想される。

A 本事業で設置された案内板の所有権は原則として当法人となります。協賛者に関して倫理上は協賛と扱わせていただいておりますが、実際の商法上の科目では広告宣伝費となり、協賛者におきましては一定の期間(広告掲載期間年単位)の広告掲載料金を徴収することとなります。

事業が何らかの事由により継続できなくなった時の対応としては、

- ・行政側が案内板事業を一時引き継ぐ
- ・公募により受け皿となる企業等を選定
- ・選定された企業等に事業を引き継ぐ

引き受け手となる企業等においても、案内板本体は既に設置済みであると思われるため、最もコストのかかる初期原資を必要とせず、受け皿として参入が十分可能と考えられます。引き続き参入される企業等に財務面で必要とされるものは、保険加入、維持管理等の各費用となります。体質面で必要とされるものは、高い倫理観・志、正常な財務内容等です。

その他、案内板の行政での維持管理、撤去等の方法もありますが、事業の性質上サービス低下につながらないよう、上記手法が最も有用と考えます。

また、日本政策投資銀行が融資団に入るプロジェクトファイナンススキームの場合ですが、この場合は当該プロジェクトを専門に実施するためのSPC(SPV)「特別目的会社」を設立し、契約上、このSPCが自治体・金融機関・広告代理店等と契約を結ぶこととなります。この場合、実質的な事業者であるJSIが破綻した際のルールを関係者間で取り決めておけば、破綻の際にも契約関係に何ら変化なく事業を継続させることが可能です。

Q 事業の継続を断念した際、案内板の設置費用としてJSI側に外部から調達した資金がある場合、その取り扱いはどうなるのか。

A 事業の初期(5年～10年)は、案内板の製造・設置費用(整備費用)として投資した費用に関して、JSI-RC(或いは事業委託先企業)は金融機関等、資金の出し手に対して債務を負っている場合があります。万一、この初期投資金を償却している期間に事業の継続を断念した場合は、この債務の返済のために、広告代理店等の広告販売業務の募集委託先企業がある場合には、契約期間終了までの業務の実施の保証を、自治体に求める場合があります。なお、これは協定に明記することとなります。

Q 事業の継続が困難となった場合、案内板の所有権のみではなく、行政側が上記JSI-RCの債務を引き継がなければならないような事態となる心配はないか。

A 自治体側に求められるものは上記回答の内容のみであり、金融機関等との契約は全てJSI-RCが責任をもって締結します。従って資金調達に関する責任はJSI-RC側にあり、法的に自治体に責任が及ぶことはありません。自治体は、PFI基本方針が触れている「契約主義」のとおり、協定に明記された範囲内での責任を負うのみとなります。

Q 案内板事業について、他業者及び業界団体的なものがある場合は、その活動内容をわかる範囲で説明頂きたい。

A PFI事業を目指している団体についてですが、当法人と同様に、NPO法人として5～6の団体名を伺っております。手がける事業は、街区案内板ではなく、道路標識とのことです。情報公開が少なく、はっきりしたところはわかりませんが、民間が社会性を持って活動することは大変

評価できることであり、ソフトインフラの分野の活性化のため、機会があれば積極的に応援したいと考えております。

Q 協定をした場合は貴法人の会員申し込みをする必要があるのか？

A 現時点では、必要と考えておりません。今後については検討中です。

Q PFI 事業は入札で行うことが一般的と聞いているが、事業を随意契約でなく入札による事業で行えるのか？

A 入札にて行えると考えます。現在、入札、公募等の手法を検討中です。

ただし、PFI のオペレーションまで手掛けることのできる企業が極めて少ないことが問題となります。

当法人では、PFI 事業の分野に参入できる資質を備える企業の育成のため、1 年間程度の企業向けセミナーを開催する予定です。

[事業収支・資金関連]

Q 原資回収後の収益の活用方法について、下記のようにいくつかの方針が示されている。

- ・地元企業へバトンタッチ(代理店?)
- ・協賛金の減額(全体で 1,000 基を目途に、市町村ごとの収支に関係なく、一律に〇〇%下げる。)
- ・他市町村の原資(事業範囲拡大)
- ・他事業の展開(点字事業など)

このことが本事業の到達点とでもいうべきか、全体像をつかみきれない要因の一つとなっておりますことから、事業計画書において明確に示していただきたい。

A 本事業の到達点は、手法によらず効果を目的としております。効果とは、市民の防災に対する意識向上であり、もちろん案内板を設置するだけで向上するものではないことは十分承知しています。市民の防災意識は、調査により数字として客観的に判断できるものと考えております。

案内板の設置での効果の他、メディアの活用等今後とも研究が必要であり、さらに高い意識の維持のための継続した総合的な活動も重要と考えております。

また、原資確保後にも継続して、維持管理を行います。具体的に申しますと、保険加入、定期点検、情報更新、事故等緊急時補修、並びに年間 3 回程度の清掃等のご報告を予定しております。

地元企業へのバトンタッチも視野に入れております。地域振興の観点から、なるべく地元企業を活用したいと考えております。本体製造、設置工事、清掃等の維持管理が考えられますが、事業初期段階では細かなトラブルが発生すると考えられますので、事業が安定した段階になった際に地元企業を活用します。また、維持管理に関しては、必ず地元企業にお願いするようにしております。

また、本事業では協賛金の減額も考えており、約 4 年間に 10%ずつ減額する目標設定をしております。さらに将来的には、維持管理費用等の捻出のみを目標といたします。

地元企業へご依頼するのは、製造、設置、募集、維持管理等の業務、管理部門は当法人にて運営を行います。

他市町村の原資(事業範囲拡大)については、基本的には事業初期段階での事業採算効率はあまり期待できませんが、都市部(人口 30 万人以上の都市部)では採算効率が良いと判断されますので、その場合の余剰になった資金については、他市町村の事業原資として活用したい考えです。

Q 独立採算型とサービス購入型(自治体負担あり)のデメリット・メリットを示して頂きたい。

A PFI モデルの中で最も一般的なのがこの「サービス購入型」です。一般的な PFI における「サービス購入型」の特徴は、自治体からの予算が拠出されることにあり、これは文字通り事業によって市民に提供される全期間の公共サービスを自治体が PFI 事業者から購入するというものです。

この場合、自治体が従来どおりの方法で公共事業を行った場合の期間中の総費用であるパブリック・セクター・コンパレータ(PSC)と、民間事業者が製造・設置・維持管理の全てを行った場合の総費用である LCC を比較して、PFI 事業の LCC の方が「VFM がある」場合には、民間事業者側の要した総費用で購入したとしても公共事業は PFI 事業として選定され導入されることとなります。

「独立採算型」は、名前のおり自治体側は事業にかかわる直接の費用の拠出は行わず、資金調達には民間事業者側が自力で行い、不足分は自己資金で補わなければならないというものです。

行政側にとって一見すると独立採算型の方が、メリットが大きいように見受けられますが、個別の事例により異なりますので示し難いものです。

判断が難しいという一例として、サービス購入型では財政負担というデメリットが生ずるものですが、事業の構築手法如何では行政サービスの質が高まる、スピード・アップが期待できる、事業の安定性が高まる等により、かえってバリューの増大に大きく寄与するなどの可能性もございます。

十分検討した上で、行政側で判断されることとなります。

参考資料としまして、本事業を自治体の財政負担の有無により区分してまとめた「PFI 案内板事業・独立採算型とサービス購入型について」をご参照ください。

Q ライフサイクルコスト(LCC)を作成するとあるが、その必要性を示して頂きたい。

A PFI 法第 6 条(特定事業の選定)に、「公共施設等の管理者等は、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。」とあり、特定事業の選定の際には、PFI の LCC とパブリック・セクター・コンパレータ(PSC)を比較し、VFM が高い状態でなければなりません。

さらに、LCC を算出することで、将来のリスクの予見を容易にしやすくなるというメリットが考えられます。

民間企業では、LCC というコスト計算だけではなく、キャッシュフロー計算を行うのが通例です。経営管理の面から、目標未達成が一定期間継続されれば、早急に経営改善を図るという義務も検討されることとなると考えます。

民間事業者側が自主的に問題解決の注力し、健全で透明性の高い運営を行う方向性が PFI 手法導入の最大のメリットとして、重要であると考えます。

Q 多大な収益が発生した場合について想定しているか説明して頂きたい。

A 事業破綻時を想定するという事では、常に競争状態を意識しておく必要があります。市場原理による競争状態下に事業が置かれることにより、より洗練された、より効果のある、より市民のためになるものとなります。最終的には何らかの形で市民に還元されるべきものと考えています。具体的には、協賛者との協賛契約は 4 年を基本としますが、4 年経過時の契約更新時には協賛金額を毎更新時に 10%の協賛金の減額を行い、最終的には案内板の維持管理(メンテナンス)ができる費用のみを協賛していただきたいと考えています。

また、余剰の利益が発生した場合や前述の事業成果が目標に満たなかった場合においても、フレキシブルに対応いたします。啓発活動の前倒し等や過疎地区の案内板設置費用への充当等と事業計画の修正等を行っていきます。

Q 事業資金調達について金融機関との資金調達スキームを示して頂きたい。

A 通常、PFI 事業に着手するときは、LCC と事業計画を元に、自己資本の他に金融機関からの融資等により資金調達を行います。金融機関から受ける融資は、大きく分けて「コーポレート・ファイナンス」と「プロジェクト・ファイナンス」に分けられます。日本の金融政策では、コーポレート・ファイナンスという依然として担保優先の流れとなっており、歴史も担保もほとんど有しない特別目的会社(SPC)を設立することが多い日本の PFI の分野ではプロジェクト・ファイナンスの構築が難しく、ひいては PFI 普及の妨げになっております。

なお、本事業においては、案内板に付帯する協賛者表示を利用した広告収入が主な収益であり、事業を安定して運営、維持していくための広告収入計画にどの程度の実現性があるのか、ここに事業運営上最大のリスクがあり、まさにこれがプロジェクトファイナンス実現のための主な課題となります。当事業へのプロジェクトファイナンス導入の可能性については、PFI・PPP 事業への数多くの融資実績と、プロジェクトファイナンスに関する豊富なノウハウを持つ日本政策投資銀行(DBJ)との協議を、平成 14 年より続けております。

実際には、売上に関係なく一定の広告収入を継続して広告代理店から受け取り、その金銭債権を金融機関等に譲渡するという債権譲渡の仕組みを利用することにより、既に案内板の設置資金をリース会社やノンバンク等から調達した実績を、当法人では残しています。

本事業ではまた、「サービス購入型」事業を手がける場合にも、プロジェクト・ファイナンスの事例を構築する予定であります。

独立採算型と比較して「サービス購入型」による事業の場合、民間事業者側にとっては資金調達面においてより有利な側面が多くなります。

① サービス購入費用一括購入の場合

この場合 LCC から比較すると実質的にはごく一部の金額になる訳ですが、事業当初の製造・設置費用の一部に充てることが可能となり、この部分については資金調達が必要なくなります。

② サービス購入費用分割購入の場合

この場合、民間事業者側にとっては一括支払いより大きなメリットがあります。分割されて将来支払われる自治体のサービス購入費用を実質的な返済原資とすることで、民間金融機関からの融資と日本政策投資銀行からの低利または無利子融資とを組み合わせた協調融資を受けることができます。サービス購入額の一定割合まで融資を受けることができる(可能性がある)からです。このスキームにおいては、その後の自治体からの支払いはそのまま返済原資として保全されることが条件となりますが、当然のことながら融資部分は自己調達の必要がなくなり、民間事業者側にとってはより少ない自己資金で事業をスタートできます。案内板の設置期間も早期に完了し、従ってそれだけ投下資金の回収も早まり、より安定した採算性の維持が容易になります。

また市民及び自治体にとってもこれにより事業破綻の可能性がより低くなるので、VFMを達成する確率は高くなります。

[維持管理関連]

Q 動産保険についての説明をして頂きたい。

A 本事業では、運営上の不測の事態(破綻リスクのうちの一つ)をヘッジ、回避する手法として、本事業独自の動産保険を保険会社に依頼し加入いたします。

保険の種類は、包括一括付保方式で、ほぼオールリスクに対応するものです。さらに、地震に対する保険も加入します(一部地域を除く)。

具体的には以下のとおりとなります。

- ① 火災・盗難などによる案内板自体の損害(物損害担保条項)
- ② 案内板の所有・使用・管理による第三者に対する法律上の賠償責任(施設賠償責任担保条項)
- ③ 案内板の所有・使用・管理に基づき第三者が傷害を被った場合のお見舞い(被災者傷害見舞費用)
- ④ 案内板の保管中・輸送中・設置中の上記損害で、当事者側が被る損害(保管中・輸送中・設置中の事故に関しては下請業者による債務履行を第一義とする)

Q 案内板の表示内容を変更したい場合はどのような手続きを行う必要があるのか詳細に説明して頂きたい。

A 案内板の表示内容は、地図等表示面、協賛者表示面と、大きく2種類に分かれています。

地図等表示面は、原則4年に1度情報を更新します。通常は、町名・地番が変更となったり、新たな道路が開通したり、施設の変更があった場合にそれを反映する程度の情報更新となりますが、大きな表示内容の変更はこのタイミングが最も行いやすいと考えています。

表示内容の誤りによる修正は、都度早急に対応いたします。通常、地図表示面はスコッチシール相当のものに印刷しており、同素材の修正シールを上重ね貼りします。

手続きについては、官民双方で協議の上、決定することとなります。協議の過程を議事録に記録しておくことが望ましいと考えます。

Q 設置された案内板に協賛広告が掲載されている後に諸般の事情により撤去しなくてはならない状況の場合は、どのような対応を行うのか明確に説明して頂きたい。

A 協賛者との契約中に、事業の都合上協賛者名表示が掲出できない場合を想定した条文を明記しております。

協賛して下さった企業に対しては、最大限誠意を示し、別の空いている表示枠へ振り分ける等の手続きを考えております。

それらがすべて難しい場合には、やむを得ず解約となります。

[その他]

- Q 通常案内板・インターネット案内板・LED 付案内板の 1 基あたりの製作費用を公表して頂きたい。
- A 本事業の基本的な取り組みとして、ランニング・コストを含めた LCC を前提としているため、イニシャル・コストが最大の条件ではないことについてあらかじめ触れさせていただき、提示いたします。また、事業実施地域、事業ボリューム等により異なるため、これまでの事例を元にした費用とさせていただきます。
- 通常案内板:475,000 円から 780,000 円
インターネット案内板:8,800,000 円から 17,500,000 円(研究開発費を除く。)
- Q インターネット案内板の表示コンテンツについてはどのような情報を流すのか示していただきたい。
- A 防災情報、街区情報、気象情報、ニュース速報、自治体広報、観光情報、協賛者情報等です。それらを文字情報、静止画、動画で表示します。表示コンテンツはプログラム上のもので比較的自由に変更が可能となっており、フレームを区切って、画面を分割表示しております。
- 今後は、ボタンによるコンテンツの選択が可能となります。あるボタンをメニューボタンとしてあらかじめ割り当てておき、そのボタンを操作すると画面上にメニューが表示され、望む情報コンテンツを住民等の利用者が引き出せるようなシステムとします。
- Q LED 付案内板には行政からの割り込み情報をリアルタイムに表示できるとあるが、それはどのような方法で行うのかを説明して頂きたい。
- A LED で表示可能な情報は文字によるものが中心となります。通常は文字情報によるニュース速報等が流れる予定です。これら文字情報は携帯電話、PHS、ポケットベル等のデータ送信に広く利用されている「パケット通信」を用い、情報更新を行っております。
- 行政は、パスワードを事前にお伝えすることとなり、簡単な機器で割り込み情報を自由に入力できるものとなっております。
- Q インターネット案内板は 5 年 10 年で陳腐化すると思うのだが、その対応は具体的にどのような対策をするのか示して頂きたい。
- A 今後インターネットは確実に普及、浸透すると思います。インターネットはまず大学等研究機関から始まり、徐々にネットワークを拡大させてきました。当初はホーム・ページ(HP)も文字程度のものであったのが、画像が表示できるようになり、動画や音声扱えるようになる、通話が可能になるなど、今後も新しいサービスがますます増えることが予想されます。
- 5 年後における先端のサービスは、本事業のインターネット案内板でも恐らく取り入れられることとなると考えます。
- また、インターネット・サービスに限らず、機器、回線などもより高度化が予想されます。従来型公共事業では、新しい機器、価値観を反映させることが難しかった場合でも、PFI 手法では、VFM 向上(サービスの質、経営の安定化)のため改良を図ることとなります。
- Q 案内板に地図以外の情報(福祉・環境・医療等広報など)を掲載することはできるとあるが、その場合どのような手続きが必要なのかを説明して頂きたい。
- A どのコンテンツがメインであるかを明確にする必要があります。情報が豊富になると付加価値が高まるというのですが、度を越すとかえって本来の目的が達成されにくくなる場合がございます。その際には、情報の交通整理が必要となります。
- 防災の案内板として設置する場合に、「防災情報」と「その他の情報」のいずれかを選択しなければならないとしたら、「防災情報」を選択することとなります。

JSI-RCと行政の役割分担及び事業のワークフロー概要

JSI-RC

1. 事業説明
3. 事業説明会を定期的開催
7. 事業計画書案作成(自治体内予備調査)
8. 事業収支の算出
10. 事業化を前提に推進することを決定
11. 事業計画書案確認

自治体

2. 窓口部署での事業理解
4. 庁内の意見交換
5. 担当部門の確定
6. 予備調査用の資料提出
9. 担当部門意思決定
12. 担当部門による庁内調整
13. 庁内のコンセンサス
14. 自治体意思決定
15. 首長意思決定

「協定成立」

- ・設置場所の確定作業
(事業計画討議、現地調査、詳細事業計画書作成)
- ・許可申請(道路占用等)、道路占用料納付等
(道路管理課等)(占有税納付)
- ・地図面等の作成
(自治体側からの情報を基に)
- ・案内板の製作
(この時点から東京海上日動の保険加入)
- ・管轄の警察への工事許可申請(道路使用等)
(道路使用許可申請料納付)
- ・設置工事
- ・協賛者募集、協賛面の原案作成、報告
(代理店の倫理、服務規定の徹底管理)
- ・PR表示板の更新
- ・案内板の保守、管理
(交通事故等の緊急時対応も含む)
- ・年間3回の清掃、報告書作成
- ・防災等啓発、意識調査
- ・5年ごとの板面更新、報告書作成
- ・占用等の更新、占用料の納付

- ・協議、決定(防災課)
- ・許可(道路管理課等)
- ・報告(防災課へ)
- ・関連部署よりの情報提供
- ・地図面等の確認、承認
- ・設置完了報告
- ・協賛者の報告
- ・協賛面の報告
- ・報告(写真貼付のレポート)
- ・保守、管理レポート提出(担当課へ)
- ・作業完了報告
- ・最新情報の確認、承認

避難誘導案内板事業におけるメリット・デメリット例

	メリット	デメリット
事業者	PFI事業の実践研究ができ、ノウハウが蓄積できる	事業破綻に対するリスク
	情報公開することにより社会貢献が可能になる	市民等の問い合わせへの対応
	公的な事項を情報開示することにより、市民の公共事業への関心が高まる	(投資については別の話であるが)コストが発生
	関係各方面への防災啓発(防災意識向上)ができる	行政側担当者が異動となった際の引き継ぎ
	情報を活用した事業化の基礎研究ができる	
自治体	ニュー・パブリック・マネジメント、次世代型公益的社会システムの確立の一助となる	現状ではまだPFIがあまり認知されていない
	民間資本の利用により、効率的な資金運用が行われるため、財政負担が軽減される	説明責任、情報公開の義務が発生
	従来のサービスに加え、新たなサービスを行う余力が生まれる	他団体から事業参加の申し込みがあった際の選定
	時宜にかなった事業展開が可能、施設の使用開始が早まる	庁内部署間の調整業務が必要となる
	情報開示による透明性のある事業運営	市民等からの問い合わせ
	官民間の情報交流	新規業務発生(説明責任)
	競争原理の導入及び民間の技術・事業運営ノウハウの利用により、効率的で質の高い社会資本整備・サービスの提供が可能になる	民間事業者側の全面的な事業責任にも関わらず、行政側主体の事業と誤解される可能性
	余計な事務手続き等から解放され、管理・監督他専門分野に特化できる	定期的な情報交流、緊密な連絡体制が求められる
	事業のリスクコントロール能力が高まる	監督責任
	事業実施に伴う責任の所在が明確になる	市場原理への理解
	公的な事項を情報開示することにより、市民の公共事業への関心が高まる	協賛者募集に関する倫理的な理解(広告収入による事業)
	各種の公共事業へのアイデア導入が可能となる	
	規制緩和等が積極的に行われる	
	地域振興の一助となる	
維持管理(維持管理)による財政負担がなく、恒久的に案内板の機能を維持できる	庁内の役割分担の変更が必要 街区案内板(市民課など) 防災案内板(防災課など) 担当部署の決定する庁内調整	
協賛者	民間企業にとって新たな投資機会やビジネス・チャンスを創出する	JSI-RCの倫理規定により選別される企業が生じる可能性
	地域への認知度向上	現状では費用対効果が未知数
	企業の社会性への参加意識向上	社会性への理解が必要
	社会貢献企業としての企業のイメージアップにつながる	
市民	自治体の財源を使わずに行われる事業ゆえ、他の事業に財源を有効利用できることで更なる住民サービスが期待できる	バリアフリーの観点から、案内板が新たな通行の妨げとなる場合がある
	将来的には、財政再建による還元が期待できる	情報化社会においては多少アナログ的である
	防災意識の向上	
	家庭内での対話の増加	
	住民満足度の向上	
	市民の社会参加へのきっかけとして	

PFI 事業に関する事業者選定について

通常、公共事業は、入札(一般競争入札(地方自治法 234 条)¹⁾、指名競争入札(同法施行令第 167 条)²⁾による事業者の選定、調達が制度として一般的です。一方、事由が妥当であると認められれば、入札によらず「随意契約」による場合もあります。

随意契約とは、「競争の方法によることなく、任意に特定のものを選んで契約を締結する契約方式(同法施行令第 167 条第 2 項)」とされ、

- ① 緊急の必要により、競争入札に付することができない場合
- ② 競争入札に付することが不利と認められる場合
- ③ 時価に対して著しく有利な価格で契約を締結できる場合
- ④ 競争入札に付し入札者がいない場合

に行われます。

また、随意契約であっても、業者数社からの提案書を比較検討の上契約する場合があります。

PFI³⁾事業では長期にわたる契約であることから、調達の公平性や透明性が強く求められることから、大規模プロジェクトは特にそうではありますが、通常は入札による調達が一般的となっております。しかし、海外の例では、

- ① 実質的な競争が制限されている場合
- ② 民間側からの発案で特に独創性の高いプロジェクトの場合

等の随意契約による調達も多数行われております。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(通称 PFI 法)第 4 条第 3 項第 2 項には「民間業者の選定については、公開の競争により選定を行う等その過程の透明化をはかるとともに、民間業者の創意工夫を尊重すること」とされ、「選定過程の透明化」、「民間業者の創意工夫の尊重」が重要なポイントであることが示されております。

PFI 法第 7 条には「公共施設等の管理者は、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする」とされており、一般に競争入札の方法により市場原理による公正な競争を重視しています。

ただ、純粋な競争入札が難しいケースも想定されています。PFI 法附則第 3 条においては、「政府は、公共施設等に係る入札制度の改善を踏まえつつ、特定事業を実施する民間事業者の選定の在り方について検討を加へ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定しています。競争入札を実施しない場合において、客観的で透明性の高い PFI 事業者の選定基準を定めるとともに、地域住民が納得できるようにこれを公開することが必要となります。

つまり、広く民間業者から提案を募集し、より公正な基準で評価を行うため、プロポーザル方式や民間事業者の創意工夫を柔軟に評価出来る随意契約方式等も活用するなど、最も適切な選定方式の採用が必要であると考えられます。

最近公共事業の落札者の決定において、価格その他要素を総合的に判断して、発注者にとって(公共サービスを受ける住民にとって)最も有利なものをもって、事業提案者、事業参加業者を落札する総合評価方式の適用範囲を拡大する動きがあります。

総合評価方式は、必要とされる技術等の個別条件に合わせて事業の効率的かつ効果的な実施を確保する、という観点から採用されています。事業者の提案を評価するにあたっては、リスク分担、提供される公共サービスの水準、工期、公共性、安全性、環境の保全等幾つかの評価基準に基づき、総合的に最も財政資金を効率的に使用できる業者を選定します。参加する民間事業者は、

- ① より効率的な官民のリスク分担と責任の取り方
- ② 実現性及び効果について、事業全体の財政負担の軽減、若しくはサービス水準の向上(VFM)を更に高めるための工夫

- ③ 自ら必要な資金調達を行うことのできる健全な経理的基礎
- ④ 資金を効率的に使用し高い水準の公共サービスを提供することができる等技術的適性
- ⑤ 事業の遂行に関し、収入及び支出、事業コストと収益が明確に把握できる体制
- ⑥ 事業に関連する資料を情報公開する体制

等が整備されている必要があります。これら要素は、現時点でかなり高いハードルといえます。

事業コストの中には目に見える資金(財源)だけでなく、時間経過とともにあらゆる面で官・民ともコストがかかるという一般的には見過ごしがちなものもあります。事業者選定に関しても同様のことがいえ、最大の目的である住民サービスを低下しないよう考慮しなければなりません。本事業のように独立採算の BOO 方式による PFI 事業の場合は、公共事業という枠組みの中を逸脱することなく、市民にコストを反映させないために、いかに早く事業に着手し、いかに適切な住民サービスを早期提供できる業者を選定するかということが、最重要項目となります。

事業者選定に関し、従来の公共事業においてもその事業に最も適した手法が採用されていました。日本における PFI 事業では、前例が少ないこともありますが、今後の PFI による公共事業ではさらにこの主旨を尊重しなければならないと考えます。

他の自治体には少なからず協定締結等の事例はありますが(君津市では設置済、市川市では協定成立、年度内設置開始予定)、前例にとらわれず法令遵守の中に住民満足は欠かせないという観点から、本事業では随意契約が現時点で最も相応しいと考えております。

当法人が PFI 事業として「避難誘導案内板事業」を行うに至った経緯として、防災・避難意識の向上があげられます。市民の生命、財産を守るのは市民各自の意識の持ちようによる、という自主防災を、情報の観点から普及促進するため、現状の防災関係予算を視野に入れ、検討いたしました。

日本版 PFI 事業の草創期にあたる現状では、大規模プロジェクトへの適用、完全な民間への業務委託に若干の問題が発生する懸念があります。本格的な PFI 普及のため、当法人が研究したところによると、

- ① 情報公開(資産、財務内容等含む)
- ② 効果測定
- ③ 倫理、意識
- ④ 手法の熟知

等が特に民間企業に求められ、前述のように非常に高いハードルといえます。

当法人では、日本版 PFI の広範な活用のための研究事業として、特に高い倫理を有し、通常収益活動として行うべき事業において公益事業として取り組みます。具体的には、メンテナンス費用のための協賛価格を毎年の引き下げる、2 年に 1 回程度の防災意識調査、避難誘導案内板表示面を 4 年に 1 度最新の情報に更新、資産公開等を行います。

また、当然のこととして、パートナーシップを組ませていただくということは、当法人職員が自治体へ足を運ばせていただくことのほか、自治体の担当者の方も法人へお招きする必要があると考えております。

本事業において、総合評価方式の形をとった随意契約の協定締結の事例がすでにあります。君津市では避難誘導案内板 23 基設置済、市川市では協定成立、事業進行中であり、前例にとらわれず法令遵守の中に住民満足は欠かせないという観点から、本事業では随意契約が現時点で最も相応しいと考えております。

日本では、法案のみが成立した PFI 事業という、歴史も実績もない新しい手法による公共事業を民間セクターに一任するには、自治体側に改革的思想と、財政に対する危機感及び必要にして不可欠な住民サービスを絶対に行う、という強い使命感がなければならないといえます。

1) 一般競争入札

契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争をさせ、最も有利な条件を提供したものと間に締結する契約方式(地方自治法第 234 条)。1994 年に定められた政府調達に関するアクション・プログラムでは、一般的にこの手法によることとされている。

2) 指名競争入札

資力信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式(地方自治法施行令第167条)。指名競争入札は、①当該契約の性質または目的が一般競争に適さない場合、②参加者が一般競争に付する必要があるほど少数の場合、③一般競争入札に付することが不利と認められる場合、に適用される。

3) PFI(Private Finance Initiative)

PFI とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方(旧経済企画庁「PFI 推進研究会報告書」より)。

予想されるリスク及び区と事業者の責任分担

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			自治体	事業者
共通	事業者選定の誤り	事業者選定の誤りによるもの	○	
	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
		その他		○
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動・事故等による場合		○
	住民問題	本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		調査・工事に関わる住民反対運動、訴訟		○
	事故の発生	設計・建設・運営する上での事故の発生		○
	環境の保全	設計・建設・運営する上での環境の破壊		○
	事業の中止・延期	自治体の指示、議会の不承認によるもの	○	
		施設の建設に必要な許認可などの遅延によるもの		○
	物価	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
		開業前のインフレ・デフレ		○
開業後のインフレ・デフレ			○	
金利 不可抗力	金利変動		○	
	天災・暴動等による設計変更・中止・延期	△※	○	
計画設計	設計変更	自治体の提示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	応募コスト 資金調達	落選時の応募コストの負担		○
必要な資金の確保			○	
建設段階	用地の確保	建設に要する資材置き場の確保		○
	設計変更	自治体の提示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工 工事費増大	工事遅延・未完工による開業の遅延		○
		自治体の指示による工事費の増大	○	
		上記以外の工事費の増大		○
性能 一般的損害	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○	
	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○	
瑕疵担保	隠れた瑕疵の担保責任		○	
運営	計画変更	用途の変更等、自治体の責による事業内容の変更	○	
	情報公開	説明責任、問い合わせへの対応等の情報公開	△	○
	防災啓発	市民、地域住民の防災意識向上を目的とした啓発活動	△	○
	費用負担	物価、計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
		協賛者募集に係る費用		○
		保険加入・維持管理業務に関する費用		○
	施設損傷	事故・災害による施設の損傷		○
性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○	
	仕様不適合による施設・設備への損傷、公共複合施設運営への障害		○	

※: 不可抗力の場合、自治体は PFI 事業者に損害賠償を請求しないため、リスクの一部を負う。

協賛者募集業務に従事するについての倫理及び服務規律

特定非営利活動法人 日本ソフトインフラ研究センター

Japan Soft Infrastructure Research Center

協賛者募集業務に従事するについての倫理及び服務規律

本避難誘導街区案内板整備事業は、官主導や民間企業のみでの参加ではなく、民・産・官・学一体となった避難・自主防災意識の向上に寄与し、市民の生命・財産を災害から守ることを目的とし、協賛者募集活動の活動員の基本姿勢は、地域の発展と安定のため社会へ参加する企業等を情報面・技術面で発掘・底上げし、共に市民らに呼びかけることからその目的を達成しようとするものである。

活動員においては、その活動によって社会性の意義・重要性を市民へ伝播させ、活動がもたらす成果を社会へ捧げるという志を有し、コミュニティの一員である自覚、大らかな気持ちと思いやり、何事にも負けない信念を持って日々の活動に励むものとする。

第1条 この規則は、特定非営利活動法人 日本ソフトインフラ研究センター（以下「JSI」という）と避難誘導案内板協賛者募集委託契約（業務委託契約）をする委託先（法人、個人）（以下「委託先」という）の服務と協賛者の条件を定めたものである。

第2条 委託先は、この規則を遵守し、その業務を誠実に遂行しなければならない。

第3条 委託先は、協賛者募集業務（以下「本件業務」という）を行う活動員に対し、次の各号に掲げる研修等を修了、もしくはそれと同等の課程を修了させ、各課程を優秀な成績にて修了後、正式に活動員に指定するものとする。

1. 1次試験として、JSI 理事もしくはそれに準ずる者による面接、人格者たるべき活動員としての適性検査及び履歴・経歴等の書類審査
2. 本件業務に関する理論・理念習得のため、知識及び発想の訓練
3. 2次試験として、本件業務、EQ 及び基礎知識に関する筆記試験
4. 3次試験として、JSI 出題のテーマに沿った論文の作成
5. 活動候補員としての 20 日間以上の実務・実践訓練
6. 最終試験としての筆記・実務の総合試験
7. その他、必要に応じた講習

第4条 活動員は、年間 3 回 JSI が開催する講習会に出席し、各課程を優秀な成績にて修了した場合に、活動員の指定が継続するものとする。成績が基準に満たなかった場合は、活動員としての指定を取り消すものとする。但し、JSI が課す補修を受け、再試験を行い、優秀な成績を修めた場合は、活動員の指定を受けられる。

第5条 委託先は、次の各号の一に該当する協賛者と協賛契約を結んではならない。但し、JSI の承諾がある場合はこの限りではない。

- ① 風俗営業者
- ② 消費者金融業者（上場会社は除く）
- ③ 観光産業に寄与しない宗教法人及び政治団体
- ④ 反社会的事件を犯す等、道義的に認められない団体
- ⑤ 前各号に準ずる者、その他地方公共団体及び JSI が承諾しない者

第6条 表示板の協賛者名等の表示（以下「表示」という）は、各地方公共団体の屋外広告物条例に従う。

第7条 委託先は、次の各号の条件を満たさなければならない。

1. 表示は公正で真実でなければならない
2. 表示は品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重するものでなければならない
3. 表示は関連法規・社会秩序に従うものでなければならない
4. 本件業務(啓発活動を含む)に関する報告(日報を含む)は怠ってはならない
5. JSI から委託先へ要請があった場合、本件業務の遂行状況を JSI に遅滞なく報告しなければならない
6. 協賛者に不利益を与えない
7. 協賛者との契約時に第三者の保証を有して信用力を増した協賛者契約をしてはならない

第8条 表示に使用する色彩は、各地方公共団体の屋外広告物条例に従い、なるべく原色以外を用い、奇抜なものにしてはならない。

第9条 委託先は、地方公共団体及び JSI の名誉と信用を傷つけるようなことをしてはならない。

第10条 委託先は、本件業務上の秘密事項を他に漏らし、または漏らそうとしてはならない。

第11条 委託先は、本件業務に関し、不当な金品の借用、または贈与等の利益を受け、または受けようとしてはならない。

第12条 委託先は、本件業務に従事しているときに政治活動、宗教活動、その他本事業を利用した本事業以外の業務を行ってはならない。

第13条 委託先は、JSI の承認を得ないで本件業務に支障があると認められる他の業務に従事し、または事業を営んではならない。

第14条 委託先は、本件業務の遂行に当り必要な資料・事務用品・什器等で JSI より貸与されたものについては、責任をもって管理し、契約終了時には速やかに JSI に返還するものとする。

第15条 委託先は、本件業務遂行上、一時的に保管・管理する原稿その他のものについては、これを協賛者へ引き渡すまでに生じた紛失・滅失・毀損等に対して一切の責任を負うものとする。

第16条 委託先は、次の事項を守って本件業務に精励しなければならない。

1. 常に安全、衛生、健康に留意する
2. 指示に対して的確な状況判断をし、遅滞なく報告をする
3. 社会的責任を自覚し、常にコミュニティとの良好な関係を保つ

第17条 委託先は、必要とされる情報公開を行うものとする。

第18条 次の各号の一に該当する者に対しては、就業を禁止し、または退勤を命ずることがある。

- ① 風紀をみだす者
- ② 酒気を帯びている者
- ③ 衛生上有害であると認められる者
- ④ 火気、凶器その他の危険物を携帯するもの
- ⑤ その他 JSI が必要ありと認めたもの

第19条 委託先は、地方公共団体及び JSI の許可なく本件業務の遂行上地方公共団体及び JSI の名称を使用してはならない。本件業務以外の目的で地方公共団体及び JSI の名称、設備、什器備品等を一切使用してはならない。

第20条 委託先は、地域住民への防災に対する啓発活動の意義を十分理解し啓発活動を積極的に行うものとする。

第21条 本倫理及び服務規律、業務委託契約が理解できていないと JSI が認める者は、活動員としての活動を一時停止し、もしくは活動員の資格を付与しない。本倫理及び服務規律、業務委託契約に違反した場合は、活動員としての資格を剥奪することがある。その場合、委託先は JSI に対して何ら異議を唱えることができないものとする。

第22条 委託先は、JSI が別に定める「避難誘導案内板設置推進のための業務委託契約」に従い、本件業務を誠実に遂行するものとする。

平成 14 年 月 日

委託先

住 所

社 名

印

代表者

連絡先

担当員

担当員

担当員